



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年5月20日金曜日 第1660号外1

### ◇ 目 次 ◇

#### 監査公表

監査結果に基づく措置の公表（3件）..... 1

#### 監査公表

#### ○公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成17年5月20日

愛媛県監査委員	吉 久 宏
同	壺 内 紘 光
同	玉 井 実 雄
同	竹 田 祥 一

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
今 治 地 方 局 産 業 経 済 部	平成16年7月20日

#### （監査の結果）

作業服等の購入方法（分割発注の採用）に留意を要するものが認められた。また、人事異動に伴い転入してきた者に対する作業服等については、効率的な貸与方法の検討が望まれる。

#### （措置の内容）

購入時期が近接する作業服等を、用途（夏用と冬用）に応じて分割発注していたが、今後は、当該年度の購入計画をたてたうえで、可能な範囲で一括発注することとし、購入方法についても、予定価格によっては複数業者から見積書を徴し、随意契約に付すこととした。  
また、人事異動に伴う技術吏員に対しての貸与については、前任地における貸与期間を確認したうえで、適時適正な貸与を図ることとした。

#### ○公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成17年5月20日

愛媛県監査委員	吉 久 宏
同	壺 内 紘 光
同	玉 井 実 雄
同	竹 田 祥 一

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
林 業 政 策 課	平成16年10月18日
森 林 整 備 課	〃

#### （監査の結果）

1 林業改善資金特別会計における林業改善資金貸付金償還金については、滞納繰越分の整理に一層の努力が望まれる。

（林業政策課）

2 県有林経営事業特別会計の執行については、平成14年度に引き続き、公有林造林資金を施業転換資金に借り換え、借入金利子の縮減を図るなど、県営林経営改善計画に基づいた経営改善の取組がなされた結果、単年度の歳入歳出差引歳入不足額は、前年度に比べて減少している。

しかしながら、歳入歳出差引歳入不足額については、昭和59年度以降、毎年度繰上充用の措置が講じられ、平成15年度決算では19億円余となっており、収支の不均衡が拡大していることから、今後とも健全な経営に向けてなお一層の努力が望まれる。

（森林整備課）

#### （措置の内容）

#### 1 林業政策課

林業改善資金貸付金償還金のうち、平成9年度に発生した滞納繰越分については、平成13年9月から毎月10万円が確実に返済されている外、平成15年度に発生した滞納繰越分についても、16年度において195万円が返済された結果、平成17年3月31日現在の滞納繰越額は22,108,044円となった。

なお、今後も返済が継続されるよう指導し、未収金の早期収入に努める。

#### 2 森林整備課

県営林の経営については、平成12年2月に策定した県営林経営改善計画「県営林経営の新たな改善方向（H12～76）」に基づき早期財政健全化等に取り組んでいる。

平成16年度においては、順次削減していた看守人の完全廃止や県営林データ管理システムへの移行による一般管理費の節減、育林事業への国庫補助事業の積極的導入による経費負担の軽減など、可能な限りの収支改善に努めている。

また、15年度に続き、国の緊急地域雇用創出基金事業を導入し、県有林の整備に努めており、今後とも経営改善のため鋭意努力をして参りたい。

#### ○公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成17年5月20日

愛媛県監査委員	吉 久 宏
同	壺 内 紘 光
同	玉 井 実 雄
同	竹 田 祥 一

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
新 居 浜 警 察 署	平成17年1月11日
今 治 警 察 署	平成17年1月12日

松 山 西 警 察 署	平成17年 1月13日
野 村 警 察 署	平成17年 1月14日
宇 和 警 察 署	”
松 山 南 警 察 署	”
八 幡 浜 警 察 署	平成17年 1月17日
久 万 警 察 署	平成17年 1月18日
伊 予 警 察 署	”
東 予 警 察 署	”
松 山 東 警 察 署	平成17年 1月19日
西 条 警 察 署	平成17年 1月20日
宇 和 島 警 察 署	”
御 莊 警 察 署	平成17年 1月21日
鬼 北 警 察 署	”
伯 方 警 察 署	平成17年 1月24日
三 島 警 察 署	”
内 子 警 察 署	平成17年 1月25日
大 洲 警 察 署	”

2 伯方警察署

現金の取扱いについては、保管・管理の徹底及び照合を確実に  
行うなどの基本的事項の徹底を図ることとしている。

( 監査の結果 )

- 平成16年度捜査報償費の執行については、支出証拠書類に記載している情報提供者、協力者等の氏名・住所や接触場所など監査に必要な情報を非開示としていたことから、適正に執行されていたかどうかの判断はできなかった。受監に当たり情報提供者、協力者等の氏名などを秘匿とする必要がある場合でも、支出証拠書類の管理方法の工夫や徹底の仕方次第で監査への対応は可能と考えられるため、速やかな改善が求められる。( 全警察署共通 )
- 現金( 前渡資金等 )及び当座預金( 拾得物保管金に関するもの )の保管・管理に留意を要するものが認められた。

( 伯方警察署 )

( 措置の内容 )

1 全警察署共通

捜査報償費の執行においては、公金である捜査報償費のより適正な執行を確保する観点から、原則として、最終的な支出先の領収書の添付をすることとしてきたところであるが、平成16年度からは、協力者に対する謝礼については、本人名義による領収書に限りこれを徴収し、捜査協力者の保護や今後の捜査活動に与える支障等から、領収書を徴収できない場合は、別途、捜査報償費の支払い事実を証明するための書類を作成することとした。

当該書類には、原則として、協力者名を記載することとしているが、協力者の生命又は身体に危険が及ぶことや協力者の社会的地位又は生活基盤が失われることなどを防ぐため、その情報を厳重に管理しなければならないなど真にやむを得ない場合に限り、協力者の氏名について、単に「協力者」等と記入してもよいこととした。

ただし、いずれの場合も、所属長等の捜査幹部において、協力者を適正に管理することとし、捜査報償費を執行した捜査員に対し、支払いの事実を確認することとしている。

今後とも、監査委員の監査に当たっては、協力者の氏名を提示した場合に、捜査活動あるいは警察の責務を遂行する上で、どのような支障がどの程度生じるかを個々具体的に検討し、仮に、支障が大きい場合氏名を提示できない場合においても、取扱者等から執行の事実を具体的に説明させるなどして、説明責任を果たしていきたい。